

コーサンビー犍度における二種の不同住地

李 慈郎

- I はじめに
- II コーサンビー犍度における二種の不同住地
- III 不同住(nānāsaṃvāsaka)の意味
- IV 破羯磨僧(kammabheda)と不同住
- V 結論

I はじめに

コーサンビー犍度には、戒律を巡り比丘たちの間で意見が分かれて争いを生み、僧伽を二分させる結果となった仏在世中の事件が伝えられている¹。

すなわち、ある比丘が罪を犯しながらそれを認めなかったために諍事が生じ、比丘たちは界を異にし、分かれて布薩や僧羯磨を行うことになる。これに対して仏は、もし彼らがそれぞれ制定されたとおりの白(ñatti)や唱説(anussāvana)によって布薩などを行うなら、如法であるという判断を下す。その理由としてお互いが不同住であるという点を挙げる。

彼らは本来界を異にして成立していた現前僧伽でなく、諍事によって分かれ、不同住の状態になったわけであるから、和解して一緒に行なうよう

¹ 『パーリ律』 Vin. i, pp. 337-359; 『四分律』大正蔵22, pp. 879b-885a; 『五分律』大正蔵22, pp. 158c-161a; 『十誦律』大正蔵23, pp. 214a-217c; 『根本説一切有部律』 N. Dutt, Gilgit Manuscripts, Vol. III Part2, Srinagar1942, pp. 173-196; 『摩訶僧祇律』には正確に対応する箇所はなく、大正蔵22, p. 439b22-c24に類似した記述が見られるだけである。

誠めるのが普通であろう。ところがここでは、仏はそのような行動を如法であるとすっかり認めてしまう。

そこで以下に、コーサンビー犍度で、比丘たちが界を異にして布薩することを如法であると認める根拠となっている「不同住(nānāsaṃvāsaka)」の意味を明らかにする。それと共に、初期の仏教教団が見解を異にする比丘たちを取っていた対処方法の一面を検討し、それが仏教教団の拡張の一助となった可能性を指摘する。

II コーサンビー犍度における二種の不同住地

1. コーサンビー犍度の内容

仏在世中に既に仏教僧伽には幾つかの深刻な争いが起こっているが、そのうち、最も有名な争いの一つは、コーサンビーで起こった事件である。この事件は、律蔵犍度部の大品のコーサンビー犍度に詳しく述べられている。この犍度には、諍事の発生及びその後の対処方法、そして僧伽が和合を回復するまでの過程が物語形式でよく描かれている。以下、『パーリ律』のコーサンビー犍度を中心として、先ずこの伝承の内容を見てみよう。

『パーリ律』の大品のコーサンビー犍度によれば²、

仏がコーサンビーのゴシタ園(Ghositārāma)におられた時、ある比丘が罪を犯したが、自分の罪を認めなかった。しかし、他の比丘たちはそれを罪だと判断し、彼が罪を認めないとして挙罪した。多聞で、阿舎に精通し、持法者であり、持律者であり、賢者であったかの比丘は、親しい比丘たちに事情を話し、彼らを味方にした。このようにして、被挙比丘及び彼の味方をする比丘たちと、挙罪を行った比丘たちの間で意見の分裂が起こった。

このことを聞いた仏は、「比丘衆は分裂した、比丘衆は分裂した(bhinno bhikkhusaṃgho bhinno bhikkhusaṃgho)」と言われ、それぞれの比丘たちのも

² Vin. i, pp. 337-359.

とに趣かれ、罪を認めないのに挙罪したり、罪を犯してから懺悔しなかったりすると、僧伽の中に論争や破僧伽などが起こるので、互いに相手が言うことを信じて受け入れるべきであると忠告して去られた。

その時、挙罪された比丘に従う比丘たちは、界内で布薩や僧羯磨を行い、挙罪した比丘たちは界外へ出て別々に布薩や僧羯磨を行った。これを聞いた仏は「もしかの挙罪された比丘に従う比丘たちが、あるいは挙罪した比丘たちがそれぞれ私によって制定された白や唱説によって布薩や僧羯磨を行うなら、それは如法で、不動で、応理である。なぜかという、この比丘たちはあなたたちと不同住であり、あなたたちは彼らと不同住である(nānāsaṃvāsakā ete bhikkhū tumhehi tumhe ca tehi nānāsaṃvāsakā)からである」とおっしゃった。

またもや、比丘たちは食堂で言い争ったりしたので、仏はディギーティ(Dighiti)王の物語を聞かせ、争いを止めようとした。しかし、かの比丘たちは全く耳を傾けなかったので、仏はコーサンビーを去り、サーヴァッティーへ行ってしまった。

その時、コーサンビーの在家信者たちは、コーサンビーの比丘たちが言い争ったために、仏が去ってしまったと腹を立て、比丘たちへの供養を中止した。そこで、コーサンビーの比丘たちは仏に会うためにサーヴァッティーへ向った。一方、それを聞いたサーリプッタは彼らに対してどのように行動すべきかを仏に尋ねる。仏は法に従って(yathādhamma)行動することを勧め、非法説者と如法説者を区分する「十八事」について語れた。

比丘尼であるマハーパジャーパティー・ゴータミーには、二部より法を聞いてから、そのうちの何れが如法説者であるかを判断するように勧める。在家信者であるアナータピンディカなどには、二部に同様に布施を与え、法を聞いてから、何れが如法説者であるかを判断すべきであると説く。

やがてコーサンビーの比丘たちがサーヴァッティーに到着した。サーリプッタは仏に、どのように彼らに座臥処を配るべきかを尋ねる。仏は、分離して与えるべきであると指示し、衣食はみんなに等しく配るべきであると言われる。

一方、挙罪された比丘は自分の罪を認め、自分に味方してくれた比丘たち

に解罪してもらう。そして、この比丘たちはその事実を挙罪した比丘たちに知らせ、今までの争いを鎮めるためにサンガ和合をなす(saṃghasāmaggim karoti)ことを提案する。

仏は「一人も欠席せずみんな一カ所に集り、サンガ和合のための羯磨をなし、その後、直ちに布薩を行い、波羅提木叉を唱えるべきである」と指示する。そして、仏はウパーリにサンガ和合に二種類あると言い、如法のサンガ和合について語られた。

以上がコーサンビー韃度の概略である。この物語からは、一つの現前僧伽における諍事の発生及びそれに対する仏の対処方法、そして僧伽の和合を取り戻す過程など、仏教僧伽が日々直面していたと思われる様々な状況が窺えて興味深い。この韃度については既に幾つかの研究が発表され、様々な論じられているが³、特に本論では、意見の違いで分かれた両部が取った行動や彼らに対して取られた対処方法に注目しよう。

2. 二種の不同住地

上記の記述からわかるように、二つに分かれて争う比丘たちを仏が訓戒して帰った後、その比丘たちは各々界の内外に分かれて布薩や僧羯磨などを行なう。これに対して仏が示した見解は、もし彼らがそれぞれの界の中で制定されたとおりに布薩などを行うならば、それは如法であるということである。つまり、互いに不和の比丘たちの場合に敢えて一緒に布薩などを行う必要はない。各グループが仏によって制定された律だけを守るなら界を別々にして行おうとしても、いかなる問題もないことになる。本来、仏教僧伽は界を中心として成立しており、全ての僧伽の行事や施物などもその界の中に住んでいる比丘たちが主な対象であるから、各々律に従って界を結び、布薩などを行えばそれで充分であると考えられることも可能であろう。しかしこの場合には、互いに争い対立する比丘たちが、和合できなかった故に選択した道である。それなのに、界を分離し、律に反しない方法で布

³ 佐々木 閑[1993b]; 山極伸之[1989, 1992]

薩などを行うなら問題ないと判断することは素直に理解しがたい。

その理由として、「この比丘たちはあなたたちと不同住であり、あなたたちは彼らと不同住であるからである」という点が挙げられる。つまり、言い争う両方の比丘たちは互いに同居者ではないから、別々に布薩などを行っても構わないということである。そして、二種の不同住地(nānāsaṃvāsakabhūmi)と二種の同居地(samānasaṃvāsakabhūmi)があるとして、次のように述べる⁴。

比丘よ、次の二種の不同住地がある。自ら自分を不同住地となしたり、あるいは僧伽が和合して彼を不見・不懺悔・不捨に挙罪する。比丘よ、次の二種の同居地がある。自ら自分を同居地となしたり、あるいは僧伽が和合して彼を不見・不懺悔・不捨に解罪する。

ここで、「自ら自分を不同住となす(attanā vā attānaṃ nānāsaṃvāsakaṃ karoti)」という文の中で、「自ら自分を(attanā vā attānaṃ)」という言葉について、Smpは次のように注釈する。

「自ら自分を」というのは、僧伽によって、非法説者たちが挙罪羯磨をする側に座された者が、「あなたたちは何を言うのか」と、彼らと他の者たちの主張を聞き、この人々は非法説者であり、他の者たちが如法説者であると心を起す。彼は彼ら(如法説者)の中に座り、彼ら(非法説者)と同居者になり、羯磨を非難し、他の者たちも近くに来ないことで非難する。このようにして、

⁴ Vin. i, p. 340.

dve'mā bhikkhu nānāsaṃvāsakabhūmiyo: attanā vā attānaṃ nānāsaṃvāsakaṃ karoti samaggo vā naṃ saṃgho ukkhipati adassane vā appaṭṭikamme vā appaṭṭinissagge vā. imā kho bhikkhu dve nānāsaṃvāsakabhūmiyo. dve'mā bhikkhu samānasaṃvāsakabhūmiyo: attanā vā attānaṃ samānasaṃvāsakaṃ karoti samaggo vā naṃ saṃgho ukkhittam osāreti adassane vā appaṭṭikamme vā appaṭṭinissagge vā. imā kho bhikkhu dve samānasaṃvāsakabhūmiyo'ti.

自ら自分を不同住者とする⁵。

この説明によれば、非法説者たちの側にいた者が自他両方の比丘たちの主張を聞き、他の比丘たちの主張が如法であると判断し、元々自分が属していたグループから出て、他のグループに入ることが、「自ら自分を不同住地とする」ことになる。つまり、自分が如法説者であると判断したグループに入ること、その他のグループと同居の状態になるのである。

第二の「僧伽が和合して彼を不見・不懺悔・不捨で挙罪する」という文に関する注釈が見当たらないが、これは比丘が罪を犯した場合に、他の比丘からその罪を指摘されても認めなかったり、懺悔しなかったり、捨見しない場合に、和合僧伽が不見罪挙罪羯磨(āpattiyā adassane ukkhepaniyakamma)・不懺罪挙罪羯磨(āpattiyā appaṭṭikamme ukkhepaniyakamma)・不捨悪見挙罪羯磨(pāpikāya dīṭṭhiyā appaṭṭinissagge ukkhepaniyakamma)の三種の挙罪羯磨を行なうことによって、その比丘をして僧伽と同居ならしめるという意味であろう。この場合には、罪を犯し、それを認めない比丘に対して僧伽側から下す服罪要求の意味での同居であることになる。

コーサンビー韃度に見られる事件は、罪を犯してそれを否定する比丘に、僧伽が挙罪羯磨を行うことによって、彼を僧伽と同居させており、また、比丘たちが対立する両方の主張のうち、如法説者であると考え側に従い、分かれて布薩などを行っているので、ここでいう二種の同居を合わせ含んでいると考えられる。

コーサンビー韃度は、『摩訶僧祇律』以外の上座部系の諸律でもほぼ同じ内容を見せており、二種の同居地に関する記述もこぞって取り上げて

⁵ Smp, v, p. 1149.

attanā'va attānaṃ ti ettha yo saṃghena ukkhepaniyakammānaṃ adhammavādināṃ pakkhe nisīno tumhe kiṃ bhaṇathā'ti, tesaṃ ca itaresaṃ ca laddhiṃ sutvā ime adhammavādino, itare dhammavādino ti cittaṃ uppādeti, ayaṃ tesāṃ majjhe nisīno'va tesāṃ nānāsaṃvāsako hoti, kammaṃ kopeti, itaresaṃ pi hatthapāsaṃ anāgatattā kopeti. evaṃ attanā'va attānaṃ nānāsaṃvāsakaṃ kopeti.

いる。先ず『四分律』では、界を別にして仏によって説かれたとおりに布薩などを行えば不犯であると述べ、「有二不同住处。何等二。彼比丘自作不同住。若僧與作不同住。云何比丘自作不同住。若比丘僧破求外朋党。是為比丘自作不同住。云何僧與作不同住。僧與作不見犯羯磨不懺悔羯磨惡見不捨羯磨是為僧與作不同住。」と記す⁶。ここでは、比丘自ら不同住をなすというのが、比丘が僧を破って外に朋党を求めて出ていくことになっている。

『五分律』だけは、「便於界内別作僧事。仏復告言。若僧已破。於界内別作羯磨。如法如律者。亦名羯磨成就。所以者何。二部異見不同住故。不同住有二種。有自作不同住。有僧羯磨與作不同住。」と述べ⁷、一つの界のなかで分かれて羯磨を行うことを認めているような記述になっている。しかし、ここでも不同住が別々に布薩を行う正当な理由として述べられていることから、他の諸律と同じことを言っていると判断しても差し支えないであろう。

『十誦律』では、対立する両派が一緒に一つの界の中で説戒し僧羯磨を行えば、それこそが非法であると、より明確に表現している。そしてその理由として「あなたたちは彼らと別異であるから、お互いに共住せず、共事しない」という点を挙げる⁸。二種の不同住地に関しては他の律と全く同じ記述であるが、詳しい説明は見当たらない。一方、苦切擯比丘や依止・驅出・下意羯磨を受けた比丘がかの部衆を捨ててこの部衆に入れば共住すべきで、擯人折伏下意し、界外に出て解擯を与えるなら、解擯するところの衆と共住することができるという、他の律には存在しない記述が最後に付け加えられている。

『根本説一切有部毘奈耶』は細かな点で以上に挙げた諸律とかなり異なる

⁶ 大正蔵22, p. 879c8-25.

⁷ 大正蔵22, p. 159a5-9.

⁸ 大正蔵23, pp. 214c14-215b6.

る記述になっている⁹。諸律では対立する両部が界を別々にして布薩などを行ったとするが、この律では、仏の誠めにもかかわらず争いが続き、布薩が行われなかったと述べるにすぎない。そして続いて、仏が挙罪された比丘(Vaiśāliの比丘たち)を誠める話が述べられ、その後、二種の不同住に関する次のような記述が見られる¹⁰。

丘たちよ、あなたたちはかの比丘たちと不同住である。そして、彼らはあなたたちと(不同住である)。その理由は何か。比丘たちよ、次の二種の不同住がある。自分に対して自分を不同住に置く。あるいは、僧伽の常法によって置かれる。

どのように自分に対して自分を不同住に置くのか。比丘が論争しつつあり、喧嘩して分かれ、議論に陥って、(自分の)派と他の派に立っているそのような比丘たちについて熟考し、如法派から非法派に移す。このようにして、自分に対して自分を不同住に置く。

どのように僧伽によって置かれるべきであるのか。僧伽自らによって[不見に]挙罪される。不懺悔・不捨悪見に挙罪される。このようにして、僧伽の常法によって(置かれる)。

これらの諸律の記述から明らかなことは、何か現前僧伽の中で意見の対

⁹ 『根本説一切有部毘奈耶』のKośāmbakavastuの全体的な内容については、山極伸之 [1989, 1992]を参照。

¹⁰ Dutt, N. [1942] Vol. III Part. 2, p. 178-179.

nānāsaṃvāsikā yūyaṃ bhikṣavas teṣāṃ bhikṣūṇāṃ. te ca yuṣmākam. tat kasya hetoh. dvāu imau bhikṣavo nānāsaṃvāsikau. yaś ca eva ātmani ca ātmānaṃ nānāsaṃvāsikam sthāpayati. yo vā saṃghena dharmatayā sthāpyate. katham ātmana eva ātmānaṃ nānāsaṃvāsikam sthāpayati. yathāpi tadbhikṣur bhikṣūṇāṃ kalahajātānāṃ viharatāṃ bhaṇḍanajātānāṃ vighrhitānāṃ vivādamāpannānāṃ pakṣāparapakṣavyavasthitānāṃ saṃcintya dharmapakṣād adharmapakṣaṃ saṃkrāmati evam ātmana eva ātmānaṃ nānāsaṃvāsikam sthāpayati. katham saṃghena sthāpyaḥ. yathāpi tat saṃghenātmanā[darśanā]yotkṣipyate. apratikarmaṇi apratinisṛṣṭe pāpake drṣṭigate utkṣipyate. evaṃ saṃghena dharmatayā.

立が生じた場合、見解を異にする両派が一緒に布薩や僧羯磨などを行うと非法であるので、それぞれ界を異にして分かれて行くべきであるということである。そしてその理由は、お互いに別異であるから、あるいは不同住であるからである。これは、お互いに不同住地に属する立場になったなら、無理に一緒に布薩などを行なう必要はないということになる。

III 不同住(nānāsamvāsaka)の意味

ここで、すべての広律で述べられる不同住が具体的にどのような状況を指すのかについて検討する必要がある。一般的には住居を異にする、すなわち同居しないことを意味すると思われるが、そのような状態を表す言葉は、不同住以外にも「別住(pārivāsa)」や「不共受(asambhoga)」などの表現もある。これらの言葉は同じ意味であると思われがちであるが、それぞれ区別されて使われることに注意したい。従って、これらの言葉がもつ意味を明らかにすることを通して、コーサンビー健度で前提としている不同住の意味を明らかにしよう。

1. 別住(pārivāsa)

先ず、別住という言葉について見ると、この語は僧残罪を犯した比丘に下される罰に使われる。僧残罪は波羅夷罪とともに僧伽の中で最も重罪とされる罪である。波羅夷罪の場合は犯したら比丘の地位を奪われ、僧伽から追放され、二度と比丘になることができない罪であるが¹¹、僧残罪は服罪することによって僧伽の中に残ることができる。しかし、僧残罪を犯した

¹¹ 最近、波羅夷罪によって僧伽から永久に追放されるのではないという研究も発表されているという。Clarke, S. [1999] *Pārājika: the Myth of Permanent and Irrevocable Expulsion from the Buddhist Order: A Survey of the Śikṣādattaka in Early Monastic Buddhism*, MA thesis to the University of Canterbury, New Zealand. この情報は、佐々木 閑[1999]256から得た。

比丘が出罪することは容易なことではない。僧残罪を犯した比丘には別住と摩那埵(mānatta)が与えられ、これをなし終えると、二十人以上の現前僧伽で出罪の羯磨を受けて出罪できるのである。そこで別住と摩那埵というのは、一種の謹慎期間のことである。別住は、僧残罪を犯した比丘が自分の罪を告白せず覆藏した日数だけ、別住して過ごすことである。この間は比丘としてのほとんどの権利が剥奪される。この別住を行じ終えた比丘は次に、摩那埵を行なう。摩那埵というのは、「六夜摩那埵」とも言われる六夜間の謹慎期間のことである。この期間中、犯戒比丘は「別住」を過ごす比丘と同じく比丘としての権利を剥奪され、謹慎生活を送るのである。

僧残罪を犯して別住を行う比丘が守るべき行法については、『パーリ律』の小品の「別住健度」に詳しく述べられている¹²。その記述によると、別住比丘は清淨比丘から敬礼や合掌などを受けてはいけなとか、人に具足戒を授けてはいけななど、普通の比丘が享受すべき権利がなくなる。これは全部で94種類を数える。そこで、この「別住」の特徴はまず、僧残罪を犯した比丘に下される懲罰であること、そして、別住と言っても僧伽から完全に隔離されるわけではなく、自分が属している現前僧伽の片隅に住しながら毎日比丘たちに自分が僧残罪を犯して別住していることを告げなければいけない。また、別住比丘は清淨比丘と行動を共にすることが禁止されているが、ただ次の五つの場合には許される。それは、布薩・自恣・雨浴衣・僧伽への施物・食事である。つまり、重罪を起して別々に住していても、同じ現前僧伽に属する一員としては認められ、和合が要求される布薩や自恣などに一緒に出席することができるし、また施物や食も同じく享受できるのである。

2. 不共受(asambhoga)との関連

次に「不共受(asambhoga)」についてみよう。これこそが、コーサンビー健度に見られる二種の不同住地のうち、第二の不同住地に関連して述べられた挙罪羯磨の服罪に使われる言葉である。律藏の小品の「羯磨健度」に

¹² Vin. ii, pp. 31-37. このうち、別住比丘の九十四行法に関しては pp. 31-33.

は幾つかの懲罰羯磨に関する記述が見られる¹³。懲罰羯磨は、告白懺悔することによって出罪可能であるのに、出罪しない比丘に対して行われる羯磨である¹⁴。これには、苦切羯磨(tajjanīyakamma)・依止羯磨(nissayakamma)・驅出羯磨(pabbājanīya-kamma)・下意羯磨(paṭisāraṇīyakamma)・三種の挙罪羯磨・顕示羯磨(pakāsanīyakamma)・梵壇法(brahmaḍaṇḍa)の九種類がある。そのうち、不共受という単語が使われているのは、「三種の挙罪羯磨」の場合のみである。

苦切羯磨の場合には、この羯磨にかけられた比丘は「十八事」を行わずることによって出罪可能になる。この「十八事」は、僧残罪を犯した比丘が別住の期間中に守るべき行法と重なる。この羯磨を受けた比丘には特に別住とか不共受など、僧伽とのいかなる隔離も述べられていない。ただ比丘としての幾つかの権利を剥奪されるだけである。依止羯磨を受けた比丘も僧伽と区別された空間で生活するのではなさそうだ。むしろ、善友に依止して暮らすことが義務付けられている。そして、行法は苦切羯磨の場合と同じく十八事である。驅出羯磨や下意羯磨の場合にも行法は同じく十八事で、別住などの記述は見当らない。

一方、三種の挙罪羯磨を受けた比丘に対しては「僧と不共受ならしめよ」と述べられる。まず、不見罪挙罪羯磨についてみよう¹⁵。この羯磨の因縁話は、上記で述べたコーサンビー耨度の話とよく似ている。この事件も仏がコーサンビーにおられた時に起こった出来事になっていることから、この両者の密接な関連が窺われる。小品の「羯磨耨度」によれば、チャンナ(Channa)という比丘が罪を犯し、その罪を認めようとしなかった。それをきっかけとして、仏は「僧伽は比丘チャンナに罪を認めないことについて挙罪羯磨を行い、僧伽と不共受ならしめよ」と制する。そして、この羯磨を受けた比丘の行法として四十三事を挙げるが、このうち二十九事が、上

¹³ Vin. ii, pp. 1-30.

¹⁴ 佐藤密雄[1963]433

¹⁵ 律の小品に見られるこの不見罪挙罪羯磨の因縁は、経分別部の僧残罪第十二悪性拒僧違諫戒の因縁や、波逸提第六十八条と深い関連をもつ。

記で述べた別住比丘の九十四事と重なる。次の不懺罪挙罪羯磨と不捨悪見挙罪羯磨を受けた比丘に対しても「僧伽と不共受ならしめよ」と宣告される。

ここで、この三種の挙罪羯磨の場合、必ず見られる不共受というのは具体的にどのような状況を表すのであろうか。不見罪挙罪羯磨を受けた比丘の行法が、僧残罪を犯して別住を過ごす比丘の行法と全く一致することから判断すれば、「不共受」は「別住」と同じ意味で使われているとも考えられる¹⁶。しかし、ここで注意しなければならないのは、不共受が要求される三種の挙罪羯磨の場合、戒律の単なる違反というより、比丘の主張が入るといふ点である。すなわち、何かの意見の相違によって自分の罪を認めなかったり、懺悔しなかったり、あるいは他の比丘の立場でみると悪見である見解を捨てないことによって受ける羯磨である。

我々は上記で別住比丘でも五つのことについては、清淨比丘と同じ権利をもつことについてみた。すなわち、布薩と自恣、雨浴衣、僧伽への施物、食事であった。そこで、挙罪羯磨を受けた比丘の場合、僧伽の構成員たちと異なる見解を持っているのに、和合が絶対的に要求される布薩や自恣などの行事に参加することが果たしてできたのであろうか。また、不共受(asambhoga)というのは、一緒に享受、あるいは共用しないという意味であるが、僧伽への布施物や食事を一緒に分配し、食べたり使ったりするこ

¹⁶ 佐藤密雄[1963] 472-473は、「不見罪挙罪羯磨を受けたチャンナが羯磨を受けた自己の僧伽へ還帰して羯磨の行法を行ったとすることから考えて、この不共住は波羅夷不共住などとは異り、僧伽の住処で不共住するのであって、僧残行法の別住と同じ意味のもので、不共住(asambhoga)は僧伽の員数に入れない意味とすべきである」と述べ、ここで使われた不共受(asambhoga)を僧残罪の別住と同じ意味として考える。

一方、平川彰[1995] 69は「“不共住(asambhoga)”とは、僧伽は彼と生活をともにしないという意味である。しかし生活をともにしないということは、ここでは教法の点について言っているのであり、住居や食事等については不共住を制していない。すなわち彼は、挙羯磨を課せられても、僧伽の精舎にそのまま住むことが許され、食事や衣服の配分を受けることができるのである」と述べ、特に別住と同じ意味として取ってはいないものの、僧伽の中での不共住として考える。

とが実際にできていたか否かは疑わしい。この疑問は『十誦律』の記述によって明らかになる。この律によれば、

挙罪羯磨を行なう時に、羯磨する比丘は心に「擯羯磨される比丘とは、共に布薩や自恣をせず、共に諸羯磨をせず、共に中食をせず、共に乞食しない」という五事を先ず考えるべきである¹⁷。

とするから、この羯磨を受けた比丘はこれらのことができなかったことが窺える。つまり彼は、自分に挙罪羯磨を行った僧伽の比丘たちと完全に孤立した生活を送ったことになる。すると、ここで言われる不共受は、僧残罪の別住とは相違した意味で使われていると捉えた方がよいのではないだろうか。

経分別の波逸提罪第六十八条には¹⁸、アリッタ(Ariṭṭha)という比丘が、障道法(antarāyikā dhammā)を実行しても修行の妨げにはならないという悪見を主張し、それに対して比丘たちが諫告してもその悪見を捨てようとしなかった。そこで、仏は「このような悪見を起した比丘は、比丘たちによって三諫され、捨てればよいが、捨てなければ波逸提罪である」と制されたという。続いて波逸提罪第六十九条では¹⁹、六群比丘たちが知りつつ、挙羯磨を受けた上記のアリッタ比丘と共食共住したことが問題になっている。この事件を因縁として、次のような戒が制されている。

¹⁷ 大正蔵23, p. 225b.

「僧欲作不見擯時。先應思惟五事。若我等與是比丘作不見擯。不共布薩說戒自恣。不共作諸羯磨。不共中食。不共担鉢那。不得隨上座起禮迎送。」

¹⁸ Vin, iv, pp. 133-136.

¹⁹ Vin, iv, pp. 137-138.

いずれの比丘といえども、知りつつ、そのような(悪見を)説き、随順法がなされておらず²⁰、その見を捨てない比丘とともに、食を共にしたり、あるいは住を共にしたり、宿を共にするなら、波逸提罪である²¹。

そして、「食を共にするなら(sambhuñjeyya)」という言葉が注釈して、

「食を共にするなら」とは、食(sambhoga)に二種の食がある。味食(āmisasambhoga)と法食(dhammasambhoga)とである。味食とは、味(財)を与えたり受け取ったりすれば、波逸提罪である。法食とは、誦説したり、あるいは誦説させることである。句によって誦説し、あるいは誦説させると、句ごとに波逸提罪である。字によって誦説し、あるいは誦説させると、字ごとに波逸提罪である。

として²²、挙羯磨を受けた比丘とは財を共に享受すべきでもないし、法を教えたり、教わったりすることもできないのである。

また、「住を共にするなら(saṃvāseyya)」については、

「住を共にするなら」とは、挙げられた比丘とともに、布薩をなし、ある

²⁰ 「随順法がなされておらず」とは、悪見を捨てないことで挙羯磨された比丘が、まだ復権されていないことを指す。 akaṭānudhammo nāma ukkhitto anosārito. (Vin, iv, p. 137)

²¹ Vin, iv, p. 137.

yo pana bhikkhu jānaṃ tathāvādinā bhikkhunā akaṭānudhammena taṃ diṭṭhiṃ appaṭinissatṭhena saddhiṃ sambhuñjeyya vā saṃvāseyya vā saha vā seyyaṃ kappeyya, pācittiyaṃ ti.

²² Vin, iv, p. 137.

sambhuñjeyya vā'ti, sambhogo nāma dve sambhogā āmisasambhogo ca dhammasambhogo ca. āmisasambhogo nāma āmiṣaṃ deti vā paṭiṅghāti vā, āpatti pācittiyassa. dhammasambhogo nāma uddisati vā uddisāpeti vā. padena uddisati vā uddisāpeti vā, pade pade āpatti pācittiyassa; akkharāya uddisati vā uddisāpeti vā, akkharaakkharāya āpatti pācittiyassa.

いは自恣をなし、あるいは僧伽の羯磨を行うなら波逸提罪である。

と述べている²³。以上のことから裏付けられるように、比丘は挙罪された比丘と法食味食を共にすることはできず、また布薩と一緒に住むこともできず、一緒に同じ覆いの中で臥することもできないのである。この定義からも、悪見を捨てず挙罪羯磨を受けた者は、僧残罪を犯して別住する者とは区別されることがわかる。

既に述べたように、これは僧残罪と挙罪羯磨を受けるべき罪がそれぞれもつ性格に起因する。僧残罪は僧伽の中でも重い罪として既に決められている戒を犯し、それを自他ともに罪として認め、その罰則として別住を行うわけであるから、謹慎期間中は比丘としての様々な権利は制限されるとしても、一応僧伽の一員としての地位は守られ、自分が属している現前僧伽の比丘たちと布薩や自恣などの僧伽の行事を共にしたり、僧伽への施物を共に享受することができるのである。一方、三種の挙罪羯磨の場合には、罪を犯した比丘と他の比丘たちとの間で見解の一致を見ず、対立しているわけであるから、そのような比丘と一緒に和合が要求される僧伽の行事に参加したり、法や食を共にすることはできない。

しかし、不共受が具体的にどのような状態を指すのかは明確でない。これまでの考察からは、自分が属している現前僧伽から完全に切離された生活を送っていたことは確かである。では、彼は比丘としてどのように還帰できたのであろうか。諸律には、解羯磨の儀式も詳しく提示されているし、上で例に挙げた、不見罪挙罪羯磨を受けたチャンナの場合、羯磨を受けた自己の僧伽へ帰って解羯磨の行法を行ったという記述もあることから、自分が主張していた見を捨てたり懺悔すれば、容易に元の僧伽に戻ることはできたようである²⁴。しかし、もし最後まで自分の見を貫いて固執する場合、

²³ Vin, iv, p. 138.

saṃvāseyya vā'ti ukkhittakena saddhiṃ uposathaṃ vā pavāraṇaṃ vā saṃghakammaṃ vā karoti, āpatti pācittiyassa.

²⁴ コーサンビー韃度でも、自分の罪を認めないことによって挙罪された比丘が後で自

この比丘はどのような立場になるのであろうか。以下、この問題について考えてみよう。

3. 不同住の意味

以上の考察で、「別住」と「不同受」との間の意味の相違は明らかになったと思われる。別住は僧残罪を犯した比丘に与えられる謹慎期間で、比丘としての権利は制限されるとしても、僧伽の一員としての地位は守られる。一方、三種の挙罪羯磨を受けることによって下される「不同受」は、僧伽の一員としての地位さえも一切奪われ、僧伽の中に全く居場所がない状態である。ただし、完全に追放されるわけでもなさそうだ。この点を考えてみよう。

まず、この「不同受」と上記で我々が問題にしたコーサンビー韃度に述べられている二種の不同住とはどのような関連があるのだろうか。恐らくコーサンビー韃度で使われている「不同住」と羯磨韃度の三種の挙罪羯磨に見られる「不同受」とは同じ意味であろう。二種の不同住のうち、特に二番目に挙げられた不同住が、以上の「不同受」に当たることは確かである。それは、コーサンビー韃度の「僧伽が和合して彼を不見・不懺悔・不捨で挙罪する(ことで不同住地にする)」という説明からも明らかである。そして、一番目の「自ら自分を不同住地とする」ことも、Smpの注釈によれば、挙罪羯磨が主な場面として設定されていることから、「不同受」と同じ意味であると考えて問題ないであろう。

すると、「不同住」は僧伽の中では追放されたのと同然の立場であるのに、完全に追放されたわけでもなく、二度と僧伽に戻って来られないわけ

分の罪を認め、解罪してもらった記述が見られる。しかし、コーサンビー韃度の場合には、自分の罪を認めた被挙比丘は、両方の比丘たちが全部集ったところで解罪してもらうのではなく、自分が属していた、つまり自分の味方をしてくれた比丘たちの間で解罪してもらうのである。その後、解罪羯磨を行ったことを相手の比丘たちに知らせ、二部一緒に和合布薩を行うことによって、本来の和合僧伽に戻る。これは、解罪の儀式は必ずしも争う前の和合した僧伽で行わなくても成立することを意味する記述として捉えるべきであろうか。

でもない。自分の見を捨てれば、いつでも僧伽の一員としての資格を取り戻せる。一方、最後まで自分の見を捨てず、罪を認めないなら、その比丘はどうなるのか。この場合には少なくとも自分の見を認めてくれない僧伽にはいられなかったのであろう。その時、彼に残る選択肢は、還俗するか、それとも自分の味方をしてくれる比丘たちと新しいグループを形成するかの二つになる。コーサンビー韃度に見られる物語はまさに、このうち、後者を選択した場合であると見られる。ただ、この韃度では罪を犯した比丘が最終的に自分の罪を認め、和合布薩を行うことによって和合を取り戻すことになっており、最後まで自分の主張を貫き、新しい独自のグループを作ったとは言えない。しかし、対立する過程に拳羯磨された比丘に残されていた道がよく反映されている。彼らは自分たちのグループをなし、対立する比丘たちと界を区分して布薩などを行っており、それに仏はそれを如法であると認めているのである。

この記述からは、対立する見解をもつ二派が無理に一緒に布薩や僧羯磨などを行う必要はなく、律の規則さえ守れば、界を別々にして分かれて行なっても構わない、すなわち、その場合にはそれぞれ独立した僧伽を作ることが、むしろ一つの界の中で争いながら無理に布薩などを行うより望ましいという意味になる²⁵。意見の相違によって不和になった場合、それぞれ別に僧伽を形成し、他の比丘たちはその両方の主張を聞いて何れが正しいのかを自ら判断し、正しいと思われるグループに属すればよい。そして、上記で引用したコーサンビー韃度の記述からもわかるように、在家信者たちも両方を区別せず布施を与えてから、両方の説法を聞き、何れが如説法者であるか自ら判断すればよいのである。

IV 破羯磨僧と不同住

²⁵ これは勿論、仏教教団が異見や争いが生じた時、解決して和合せようとする努力を全くしなかったことを意味するのではない。『パーリ律』の小品の「減靜韃度」(Vin. ii, pp. 73-104)からも窺えるように、僧伽の靜事を解決するための様々な工夫がなされていた。

仏教僧伽が和合を本質とする和合僧(samagga-saṃgha)によって特徴づけられることは既に指摘されているが²⁶、この和合した状態を破ることが「破僧」である。破僧に関しては、従来幾つかの勝れた研究が発表されており²⁷、その意味が徐々に明らかになっている。破僧には二種の概念、すなわち、破法輪僧(cakrabhedā)と破羯磨僧(karmabhedā)とがある。前者は、仏の教説に関する異なる解釈を提示することによって別のグループを形成することであり、後者は一つの界の中で分かれて布薩や僧羯磨を行なうことである。ここでは僧伽の羯磨に関わる破羯磨僧に焦点を合わせて、不同住との関連について簡単に述べてみよう。

破僧の概念として破羯磨僧が見られる『パーリ律』『四分律』『五分律』『摩訶僧祇律』の記述に従うと²⁸、「現前僧伽という小さな範囲の僧伽の中で、律を巡って意見の相違が生じ²⁹、別々に布薩などの羯磨を行なうこと」が破僧である。

この定義は我々が上記で不同住に関して検討する際に得られた結論とも密接に関わる。つまり、一つの界の中でそれぞれ分かれて不和の状態では

²⁶ 平川彰[1964]11-19を参照。

²⁷ Bechert[1961, 1982]は『パーリ律』を中心として破僧の概念を調べ上げた一方、佐々木 閑[1992, 1993a]は、漢訳の諸律をも考慮に入れ、諸律に見られる破僧の概念を検討している。彼は、諸律には破法輪僧(cakrabhedā)と破羯磨僧(karmabhedā)という二種の破僧概念があるが、どれを採用するかが律によって相違していることを指摘する。そして、「上座部系の部派の破僧概念は本来破法輪僧であったが、何らかの理由で破羯磨僧が破僧の新たな概念として導入されるようになり、『パーリ律』と『四分律』、『五分律』には、この二種の破僧の概念が同時に見られる。一方、有部はこの動きに従わず、本来の破僧概念である破法輪僧を固執したので、この破僧の概念しか現れず、大衆部は元々破僧の概念として破羯磨僧を持っていたため、転換する必要はなく、ただ破羯磨僧の概念だけが見られる」と結論づけている。

²⁸ Vin. ii, p. 204.; 大正藏 22, p. 913b2-14.; 大正藏 22, pp. 165a15-23.; 大正藏 22, p. 489c9-17.

²⁹ 破僧の原因としては、十八事や十四事などが挙げられるが、これはいずれも律に関する議論であることがBechert[1982: 64-65]によって指摘されている。

布薩や僧羯磨を行うことが破僧で、一旦二部に分かれてしまうと、それは破僧でなくなる。つまり、破僧というのは、同じ界の中で意見が相違し、仲間割れし、別々に布薩などを行うことであって、もしお互いに意見の相違を認め、新たな界を作り、それぞれの界において布薩などを行う場合、これは破僧ではないことになる。従って対立する二部は破僧者になりながら、同じ界の中に留まることを固執する必要はなく、お互いを不同住者にして、別々に界を設定し、僧羯磨を行えば律に反することはなくなる。これは『十誦律』の「何が破僧で別離ではないのか。答えるに、若し僧が共一処住を破るなら、これが破僧で別離ではない。何が別離で破僧ではないのか。答えるに、もし二衆が別に異住し、異地・異界・異施・異衣なら、これが別離で破僧ではない」³⁰という記述からも明らかなことである。

初期の仏教教団が見解を異にする者に対して取っていたと思われる以上のような立場は、仏教教団の拡張にも影響を及ぼしたのであろう。『パーリ律』の小品の「五百耷度」には³¹、五百人の長老比丘たちが中心となって第一結集が行われる話が伝えられるが、プラーナという長老は結集の時、南山(Dakkhiṇāgiri)を遊行していて参加できなかった。そこで、結集が終わった後、マハーカッサパ長老が結集された法と律について知らせた。それに対してプラーナは、「長老たちによって法と律が結集されたのはけっこうだが、私は世尊の面前から直接聞き、受けたとおりに保持します」と言ったそうだ。しかし、プラーナに対して僧伽から何かの処置が取られたという記録は見当たらない。

仏教僧伽は最低四人の比丘で構成されるので、共通の見解を有する比丘同士のグループ化はそれほど困難ではない。そして、以上のプラーナの話からも仏教僧伽が見解を異にする者に対してどれほど寛容な立場を取っていたかは想像するに難くない。そして、このような柔軟な態度は、多く

³⁰ 大正蔵23, p. 407b12-15.

「云何破僧非是別離。答若僧破共一処住。是名破僧非是別離。云何別離非是破僧。答若二衆別異住。異地異界異施異衣。是名別離非是破僧。」

³¹ Vin. ii, pp. 284-293.

の現前僧伽の発生に一助となったであろう。

V. 結論

以上、コーサンビー耷度に見られる不同住の意味を探り、それは布薩や僧羯磨などの僧伽の共同の行事に参加できず、また僧伽への施物も共受できないという点から、僧残罪を犯した者に下される「別住」とは異り、三種の拳罪羯磨を受けた者に下された不同受と同じ状態であることが指摘できた。そして、このような不同住の状況に置かれた比丘たちは、対立する比丘たちと無理に一つの界の中で布薩などを行うことによって破僧の罪を犯すより、界を別々に作り、独自のグループをなして布薩や僧羯磨を行った方が律に反しないことになることについてもみてきた。

以上の考察結果によれば、仏教教団は比丘たちの間での異見による諍事を不同住であるという概念によって解決してきた一面もあると思われるが、果たして不同住と部派分裂はいかなる関連をもつのか、今後の重大な課題である。諸伝承によれば、部派分裂は異なる見解をもつことによって、分かれてそれぞれのグループをなすことである。これは我々が以上で述べた不同住に比べ、もっと大きな範囲でのグループ化ではあるものの、お互いに意見の相違によって分かれ、各々独自のグループを形成するという意味では基本的に同じ線を走っていると思われる。今後さらに、不同住と部派分裂との関係について検討していきたい。

<略語及び参考文献及び>

Smp = Samantapāsādikā, PTS.

Vin = Vinayaṭṭakā, 5 vols., PTS.

- Bechert, H. [1961] "Aśokas "Schismenedikt" und der Begriff Saṅghabheda, " *Wiener Zeitschrift für die Kunde Süd und Ostasiens*, Vol. 5, pp. 18-52.
- [1973] "Note on the Formation of Buddhist Sects and the Origins of Mahāyāna, " *German Scholars on India*, Vol. 1, Varanasi, pp. 6-18.
- [1982] "The Importance of Aśoka's so-called Schism Edict, " *Indological and Buddhist Studies*, Volume in Honour of Professor J. W. de Jong on his Sixtieth Birthday, Canberra.
- Dutt, N. [1942] *Gilgit Manuscripts*, Vol. III Part 2, Bibliotheca Indo-Buddhica No. 17, Srinagar.
- 佐々木閑 [1992] "Buddhist Sects in the Aśoka Period(2): Saṅghabheda 1, " *Buddhist Studies*(『仏教研究』), Vol. 21, pp. 157-176.
- [1993a] "Buddhist Sects in the Aśoka Period(3): Saṅghabheda 2, " *Buddhist Studies* (『仏教研究』), Vol. 22, pp. 167-199.
- [1993b] 「Sāmaggiuposathaと二種の破僧」『パーリ学仏教文化学』6号, pp. 1-18.
- [1999] 『出家とはなにか』 東京: 大蔵出版社.
- 佐藤密雄 [1963] 『原始仏教教団の研究』 東京: 山喜房仏書林.
- 平川章 [1995] 『二百五十戒の研究Ⅳ』 平川章著作集17巻, 東京: 春秋社.
- 森章司 [1995] 「破僧考」『大倉山論集』38, pp. 1-39.

- 山極伸之 [1995] 「根本説一切有部律健度部の研究(1) —Kauśāmbakavastuの内容—」『宗教研究』62-4, pp. 184-185.
- [1995] 「根本説一切有部律健度部の研究(4) —Kauśāmbakavastu再考—」『仏教論叢』36, pp. 左ページ1-6.

リザラン

(東京大学大学院 博士課程)

<キーワード>

不同別地, 別住, 破羯磨僧